

# 日蓮宗遠成寺墓地積供用規程

- 第一条 遠成寺墓地積は、遠成寺住職がこれを管理する。
- 第二条 遠成寺墓地積は、遠成寺檀徒に限りこれを供用する。
- 第三条 遠成寺墓地積の供用坪数及び供養志納料については、住職の定むるところによる。
- 第四条 遠成寺墓地積は、遠成寺と遠成寺檀徒との特殊関係にして供用されているので檀徒は第三者に譲渡することはできない。
- 第五条 遠成寺檀徒が遠成寺墓地積に埋葬蔵しようとするときは、埋火葬許可証を遠成寺住職に提出し受理された後、日蓮宗の儀式を受けるものとする。但し、被埋葬蔵者と檀徒との続柄により住職が決定受理するものとする。
- 第六条 遠成寺檀徒の埋葬蔵の場合は、その祭祀継承者がその旨住職に届出で確認受理された後、日蓮宗の儀式を受けるものとする。
- 第七条 遠成寺檀徒が遠成寺檀徒たることを辞退したとき、又は遠成寺檀徒名簿より削除されたとき及び離檀通告をなしたときは、すみやかに他へ改葬の手続きをとり、跡地を原形に復し、遠成寺住職に引渡すものとする。  
但し、万止むを得ない場合は、既に埋葬してある遺骨は、従来遠成寺檀徒の一員であった関係からそのままとし、祭祀継承者は本規程を遵奉し引続き供養志納料を納めるものとする。なお新に埋葬蔵することはできない。
- 第八条 信仰の相違から遠成寺檀徒たり得ない事態が生じたときは、前条の辞退、削除、通告前においてもなお前条による取扱いをするものとする。
- 第九条 遠成寺檀徒ないし祭祀継承者にして三年以上墓参なく外護のつとめを怠った場合は無縁とし、その後二年を経過して何らかの意思表示なきときは墓地積の供用を取り消し、遠成寺住職は遠成寺総代より一人立合人を選定の上、鄭重に処理供養することとする。  
この場合、一ヶ月の期間を定め祭祀遺族に通告し、期間満了をもって決定する。
- 第十条 前条に決定については、借用者は異議の申立てはできない。
- 第十一条 遠成寺墓地積を新たに供用を受けようとする者は、遠成寺檀徒名簿に登載されている檀徒一人の保証人を必要とし、定められた供養志納料を納め、遠成寺檀徒とならなければならない。

## 附 則

本規約は、昭和 61 年 6 月 1 日からこれを実施する。